2026年７月23日

株主各位

東京都港区港南一丁目２番70号
株式会社クロスキャット
代表取締役社長　山根　光則

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年７月23日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

１．処分する株式の種類及び数	普通株式　21,900株
２．処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
３．処分株式の給付金額	処分株式１株につき　金1,002円
４．給付金額の総額	金21,943,800円
５．現物出資財産の内容及び価額	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）５名については、2026年７月23日開催の当社取締役会決議に基づき、これらの者に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金14,428,800円（処分株式１株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,002円）を出資の目的とする。 当社子会社である株式会社クロスユーアイエスの取締役１名については、2026年７月23日開催の同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭報酬債権合計金1,603,200円（処分株式１株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,002円）を出資の目的とする。 当社子会社である株式会社クロスアクテ

	ィブの取締役２名については、2026 年７月 23 日開催の同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭報酬債権合計金 2,905,800 円（処分株式１株につき出資される金銭報酬債権の額は金 1,002 円）を出資の目的とする。 当社子会社である株式会社クロスリードの取締役２名については、2026 年７月 23 日開催の同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭報酬債権合計金 3,006,000 円（処分株式１株につき出資される金銭報酬債権の額は金 1,002 円）を出資の目的とする。
６．処分先	当社の取締役（※）　５名　14,400 株 当社子会社の取締役　５名　7,500 株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。
７．処分株式と引換えにする財産の給付期日	2026 年８月 14 日

以上

公告の中断についての追加公告

１．公告中断日時

2026 年７月 31 日(金)21 時 45 分から 2026 年８月１日(土)10 時 26 分まで

２．公告中断内容

当コーポレートサイトサーバーにシステム障害が発生したため、公告が中断いたしました。